

日調連発第185号
平成16年10月7日

司法制度改革推進本部
事務局長 山崎 潮 殿

日本土地家屋調査士会連合会
会長 西本 孔 昭

**裁判外紛争解決制度における代理人として
土地家屋調査士を活用することについて（要望）**

裁判外紛争解決促進法案及び個別資格法の改正法案の立法に当たり、専門分野における国家資格者である土地家屋調査士を代理人として活用することについて下記の要望をいたします。

- 1 土地家屋調査士会の運営する紛争解決機関が民間紛争解決事業者として認証を受けることができること。

既に全国4箇所の土地家屋調査士会では地域の弁護士会の協力を得て土地境界紛争の解決を目的とするADR機関「境界問題相談センター」の運営を試行している。

- 2 土地家屋調査士会及び土地家屋調査士はADRの主宰者となることができること。
日本土地家屋調査士会連合会が主催する研修を受講し、認定した土地家屋調査士は、その専門分野におけるADRの代理人となることができること。

なお、当面は対象とする紛争分野として「土地境界の不明を直接又は間接の原因とする紛争」に特化することを予定している。

- 3 その他、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士がADRの主宰者、代理人等として紛争解決に関与するために必要な法整備を図ること。

土地家屋調査士がADRにおける代理人 となることができるよう要望する理由

土地家屋調査士の専門分野における紛争類型の一つである土地境界をめぐる紛争においては他の紛争類型とは趣を異にする側面がある。

例えば、「境界」には「公法上の境界（地番境・筆界）」と「所有権の及ぶ範囲としての境界（所有権界・占有界等）」の二つの概念があり、前者は私人間の合意のみで変更すること等が許されない不動のものであるとされている一方、後者の境界は時効取得又は私人間で自由に取り決めをすることにより変動することがあり得るものとされている。

土地家屋調査士の日常業務からの体験及び後述する日本土地家屋調査士会連合会の主導の下、単位土地家屋調査士会が地域の弁護士会の協力を得て試行しているADR「境界問題相談センター」における実情を鑑みると、多くの場合紛争の当事者は前者と後者の区別を意識していないことが明らかになっている。

そのため、現場における当事者の主張の法律上の位置づけなどを踏まえたうえで事実関係の把握と争点の整理・紛争対象範囲の特定が必要となる。

その点において、土地家屋調査士は不動産の登記に関する調査・測量・申請手続・審査請求手続等を所有者に代わって行うという日常の業務を通じて常に境界とそれに関係する人々の心と真摯に向き合ってきたという実績を制度創設以来50有余年にわたって積み重ねてきたところである。

1、土地家屋調査士の専門分野における代理人への社会的ニーズ

紛争当事者である本人が解決のために直接関与することのほか、代理人に依頼して解決したいという期待がある。概ね下記の理由である。

- (1) 境界に関する問題が紛争に発展したとき、当事者は最も争いを起こしたくない、あるいは隣人と争っていることを世間に知られたくない相隣者間の紛争であるという特性からできるだけ穏便に解決したい。
- (2) しかし、不動産は所有者の思いのこもった貴重な、かつ、高価な財産であることからこちらの言い分を十分に主張したい。

- (3) 紛争の範囲が非常に小さいことから、できるだけ早く解決したい。
- (4) 紛争当事者は土地所有者であり高齢者・病弱者である場合も少なくない。
また、現地と離れた土地に居住している場合も少なくないにもかかわらず紛争解決のためには現地の存在・状況の把握を抜きにして解決を図ることはできない。
- (5) 問題解決のためには不動産に関する一般的な知識のほか、境界及び所有・占有に関する歴史的な経過を知ることを含め、当該土地及び地域の特性・慣習等についての専門的な知識も必要である。
- (6) 以上により専門的な知識を持ち合わせていない本人に代わって紛争の解決に至るまでの交渉等において代理人を選任したいが地域によっては弁護士の人数が少なく依頼することができないことも少なくない。
- (7) 一般に土地境界に疑念がある場合、一番最初に土地家屋調査士に相談することが多い。また、紛争の対象となっている土地であること及び事実関係を知る端緒も土地売却のための境界の確認作業や、面積測量、分筆登記等の必要性から土地家屋調査士に調査を依頼した結果、相隣者双方の境界に対する認識や主張が相違することを知るに至ったという例が多い。できることならその土地を熟知している専門家である土地家屋調査士に一切の交渉を依頼したい。
- (8) 境界紛争は多くの場合、本来あるべき境界（公法上の境界・地番境）の位置が不明であることが原因であることが多く、合理的な因果関係が証明でき、その結果導き出される結論であれば本人が直接矢面に立って隣人と争うまでもなく、専門職代理人に解決までの交渉を任せたいと考えている場合が少なくない。

2、代理人としての土地家屋調査士の能力

一方、土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量・申請代理及び審査請求を所有者に代わって行うという法定業務を通じて常に土地に関する諸問題、わけでも境界にまつわる諸問題と対峙してきた。

土地家屋調査士業務の過半を占めるのが表示に関する登記の最重要部分とさ

れている境界の確認であり、制度創設以来50有余年に亘って培った多くのノウハウを持っている。それらの実績を生かして境界に関する紛争の代理人として活用された場合、以下の利点を持つことができる。

- (1) 土地家屋調査士は山村地域、島嶼部を含め全国津々浦々に事務所を開設し地域の土地に関する事情に精通した業務を行っており、国内のあらゆる地域において土地所有者等のご依頼に応えることができる。
- (2) いわゆる強制入会制度の下、日本土地家屋調査士会連合会並びに全国50の地域に設立されている単位土地家屋調査士会の会員への指導連絡体制及び研修体制が完備されている。
- (3) 土地家屋調査士法により、紛議の調停を行うことができるとされているほか、登記官の処分を不服とする場合の審査請求手続きを土地家屋調査士が代理人として行うことができることが法定されている。
- (4) 又、土地境界等に関する専門家として民事調停委員(371名)及び専門委員として裁判所に採用されているほか、土地境界に関する鑑定人として多くの会員が裁判所及び弁護士等の囑託・依頼に応えている。
又、全国4箇所の土地家屋調査士会では地域の弁護士会の協力を得て、土地家屋調査士と弁護士の協働による裁判外で境界紛争を解決するためのADRを試行している。
- (5) 日常行っている境界の確認に関する業務自体が、地図を読み、資料図書を解析し、現地の状況を的確に把握し、依頼者の真意を汲み取る作業であり、当該土地の本来あるべき境界の位置の推定、法的な検討、諸般の事情を考慮した上での当事者双方の納得・合意を得るための説明と最終確認までの双方の主張の調整であることから、実務上における問題解決及び将来における紛争の再発の防止を図るための手当てに関する経験が豊富であることから以下のような利点がある。

専門分野の知識や経験を活かして準備段階における資料の収集解析、現地の確認調査・測量等を迅速に。より合理的に行うことができることにより、早い段階からより適切な解決への検討・準備ができる。

紛争当事者である本人の意見を咀嚼しその主張・ニーズを的確に把握

した上で紛争解決の場に臨むことができる。初期の段階から問題の所在を的確に把握することは非常に重要なことと考える。

相手方の主張を迅速に理解し整理すること、その経過等を適切に依頼者本人に伝え、本人の事情判断を容易にすることができる。

前述した境界の持つ特殊性、本人の主張が許容される限界などを常に考慮した判断や本人へのより適切なアドバイスができることにより、法的にも、所有者の感情からも、合理的、且つ迅速な解決を図ることができる。

解決方法として予定されていることが、妥当性があるかどうかを適切に判断し、本人の問題解決への理解を手助けすることができる。

- (6) 以上の諸点から、土地家屋調査士の持つ専門性と境界に関する問題解決への経験の蓄積を最大限に活用した代理人活動をすることにより、依頼者が十分に納得した形で迅速・適切に紛争の解決が図られ、結果として経済的負担も少なく済むことが考えられる。

3、ADRにおける代理人として必要な能力向上策及び責任担保策

日本土地家屋調査士会連合会では既に昭和60年から専門分野である土地境界の紛争が解決に至るまでに多くの時間を要し、当事者にとって経済的にも精神的にも大きな負担がかかっていることを憂慮して裁判外で境界紛争を迅速に解決できる方策を研究してきた。

平成14年以来、愛知・大阪・東京・福岡の各土地家屋調査士会では地域の弁護士会の全面的な協力を頂き、弁護士と土地家屋調査士の協働によるADR「境界問題相談センター」を試行しているところであるが、土地家屋調査士に代理人を頼みたいという打診も少なくない。

そこで必要となってくる能力の研鑽については、これまで培ってきた専門分野における専門性を高めるための研修体制の強化はもとより、ADRの主宰者としての研修も実施してきているところであるが、今後は代理人としての資質を向上させるための研修体制の強化に取り組むこととしているが概要は以下のとおりである。

- (1) 品位の保持義務、研鑽・研修の義務規定が置かれており、専門分野の専門性を高めるための研修はもとより、ADRにおける代理人となるために必要とされる基本的な法知識及び周辺知識の習得、倫理に関する学習等について日本土地家屋調査士会連合会、各単位会でさまざまなカリキュラムを用意し実施しているところであるが、なお一層の高度化を諮るべく検討をしている。
- (2) また、本年度は日本土地家屋調査士会連合会の事業計画の重要な柱としてADRに関して主宰者、代理人として必要とされる能力を向上させるための特別研修カリキュラムを策定・実施中であり、学者、弁護士、裁判官、有識者、専門家等、外部の講師陣による研修を実施しているところである。
- (3) 特に、連合会制度対策本部を主軸として各地で民事訴訟手続に関する知識、倫理・権利意識に対する知識の向上を図るため、研修カリキュラムの策定作業に入っている。
- (4) 関連機関が運営するCPD (Continuing Professional Development) システム (専門職のための継続的研修の評価システム) に加盟し、会員土地家屋調査士の能力向上のための研鑽・研修の受講の成果を第三者機関が評価することによって学習意欲を高めるとともに、依頼者が土地家屋調査士に依頼する時の判断の参考・基準として資するためのシステムを立ち上げ中である。(CPD協議会として設立済み)
- (5) 依頼者の信頼に応え、誠実に代理人としての業務を行う資質を保持することが必要であることから、裁判外紛争解決制度における代理人となるためには日本土地家屋調査士会連合会が主催する「ADRの代理人となるに必要な研修」を受講し、認定した土地家屋調査士でなければならぬ旨の規定を設けることを予定している。
- (6) 従来から会員に対し、万一の業務上の過失事故に備えて、損害賠償責任保険制度への加入を推進してきたところ (現在会員の約70%が加入) であるが、ADRの代理人と認定されるためには前記の研修の受講とともに、損害賠償責任保険への加入を条件とすることを検討している。
- (* 土地家屋調査士と紛争解決、ADRとの関りについて別紙資料添付)

土地家屋調査士とADRについて

日本土地家屋調査士会連合会

1. 現在の土地家屋調査士の人数

会員数	18,590名
調査士法人数	28法人
土地家屋調査士会連合会	1会
単位土地家屋調査士会	50会
(各法務局、地方法務局の所在する地に1)	
支部数	457支部
公共嘱託登記土地家屋調査士協会	50協会

土地家屋調査士会別会員数 (H16.4.1現在)

会 名	人 数	会 名	人 数
東 京	1,665	岡 山 県	286
神奈川県	923	鳥 取 県	90
埼 玉	923	島 根 県	119
千 葉 県	694	福 岡 県	698
茨 城	433	佐 賀 県	120
栃 木 県	318	長 崎 県	235
群 馬	356	大 分 県	204
静 岡 県	628	熊 本 県	314
山 梨 県	145	鹿 児 島 県	338
長 野 県	520	宮 崎 県	205
新 潟 県	442	沖 縄 県	197
大 阪	1,231	宮 城 県	310
京 都	305	福 島 県	346
兵 庫 県	767	山 形 県	231
奈 良 県	203	岩 手 県	221
滋 賀 県	196	秋 田 県	191
和歌山県	159	青 森 県	175
愛 知 県	1,065	札 幌	330
三 重 県	299	函 館	67
岐 阜 県	409	旭 川	66
福 井 県	148	釧 路	101
石 川 県	177	香 川 県	213
富 山 県	163	徳 島 県	180
広 島 県	472	高 知 県	141
山 口 県	263	愛 媛 県	308
		合 計	18,590

2 . 境界問題相談センター（境界紛争解決センター）の実績（件数）

（1）愛知県土地家屋調査士会（会員数 1065 名）

名古屋弁護士会の協力・同会所属弁護士との協働

【あいち境界問題相談センター】（平成 14 年 10 月設立）

（平成 14 年 10 月 1 日～平成 16 年 7 月 26 日）

1 . 問い合わせ件数	3 2 7 件	
2 . 相談申立（受付）件数	1 3 9 件	
3 . 問い合わせ及び相談段階での処理（解決）件数		2 5 1 件
4 . 相談継続中の件数	0 件	
5 . 相談から調停への移行件数	1 1 件	
6 . 直接調停への申立件数	3 件	
7 . 調停成立件数	4 件	
8 . 調停取り下げ件数	4 件	
9 . 調停不成立件数	3 件	
10 . 調停継続中の件数	3 件	

（2）大阪土地家屋調査士会（会員数 1231 名）

大阪弁護士会の協力・同会所属弁護士との協働

【境界問題相談センターおおさか】（平成 15 年 3 月設立）

（平成 15 年 3 月 1 日～平成 16 年 7 月 26 日）

1 . 問い合わせ件数	5 2 6 件	
2 . 相談申立（受付）件数	1 5 0 件	
3 . 相談段階での処理（解決）件数	8 9 件	
4 . 相談継続中の件数	2 件	
5 . 相談から調停への移行件数	4 2 件	
6 . 直接調停への申立件数	3 件	
7 . 調停成立件数	6 件	
8 . 調停取り下げ件数	1 4 件	
9 . 調停不成立件数	9 件	
10 . 調停継続中の件数	1 0 件	

(3) 東京土地家屋調査士会 (会員数 1665 名)

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の協力、各会所属弁護士との協働

【東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター】(平成 15 年 6 月設立)

(平成 15 年 6 月 24 日～平成 16 年 7 月 26 日)

1. 問い合わせ件数	40 件 (H16.4.1～H16.7.26)
2. 相談申立(受付)件数	21 件
3. 相談段階での処理(解決)件数	13 件
4. 相談継続中の件数	0 件
5. 相談から調停への移行件数	8 件
6. 直接調停への申立件数	4 件
7. 調停成立件数	1 件
8. 調停取り下げ件数	0 件
9. 調停不成立件数	2 件
10. 調停継続中の件数	1 件

(4) 福岡県土地家屋調査士会 (会員数 698 名)

福岡県弁護士会の協力・同会所属弁護士との協働

【境界問題解決センターふくおか】(平成 16 年 3 月設立)

(平成 16 年 3 月 8 日～平成 16 年 5 月 31 日)

1. 問い合わせ件数	215 件
2. 相談申立(受付)件数	25 件
3. 相談段階での処理(解決)件数	11 件
4. 相談継続中の件数	4 件
5. 相談から調停への移行件数	10 件
6. 直接調停への申立件数	13 件
7. 調停成立件数	0 件
8. 調停取り下げ件数	3 件
9. 調停不成立件数	2 件
10. 調停継続中の件数	8 件

3. 境界紛争解決センターを行うに当たり、土地家屋調査士会連合会 又は各土地家屋調査士会が行っている研修等の内容

(1) 日本土地家屋調査士会連合会主催「ADRシンポジウム」

開催日：平成 16 年 1 月 16 日（金）

場 所：東京コンファレンスセンター

出席者総数 260 名

テーマ 土地境界紛争解決の手法としてのADRを考える

境界問題相談センター その現状と展望

コーディネーター 鎌田 薫（早稲田大学教授・日調連顧問）

基調講演 ADR その現状・課題、そして展望

講 師 稲葉一人（ADRコンサルタント・元大阪地方裁判所裁判官）

シンポジスト報告

1. 山崎司平（弁護士・元日弁連理事・元第二東京弁護士会副会長）

テ ー マ 弁護士が考えるADR（境界紛争解決センターへの取組みを通して）

2. 井畑正敏（土地家屋調査士・日調連制度対策本部委員）

テ ー マ 土地家屋調査士職能とADR 境界問題相談センターの意義と課題

3. 松岡直武（土地家屋調査士・日調連副会長）

テ ー マ 平成地籍整備と行政型ADRとしての境界確定制度（仮称）の創設
について

パネルディスカッション

(2) 日本土地家屋調査士会連合会主催「役員研修会」

開催日：平成 16 年 4 月 22 日（木）

場 所：日本土地家屋調査士会連合会会議室

出席者総数 60 名

テーマ 「専門性・倫理・技法の統合の場としてのADR・Mediation」

「ADRと代理人 訴訟代理人・ADRの主催者・補助者・鑑定人の違い」

講 師 稲葉一人（ADRコンサルタント・元大阪地方裁判所裁判官）

(3) センター設置会における研修

【あいち境界問題相談センター】

平成 15 年 12 月 12 日

内容 「民事紛争とADR」

講師 弁護士 増田卓司（名古屋弁護士会 あっせん・仲裁センター運営委員）

平成16年1月21日

内容 付帯条件付最終提案仲裁について

講師 弁護士 廣田尚久（大東文化大学環境創造学部長、

司法制度改革推進本部ADR検討会委員）

【境界問題相談センターおおさか】

弁護士講師による法律研修

裁判官（元裁判官も含む）による調停研修

大学の教授による調停研修

元裁判所主任書記官による調停手続研修

上記につき、

- ・平成15年4月14日（参加人数78名）

講師 弁護士 川口富男

- ・平成15年8月2日（参加人数99名）

講師 弁護士 小寺一矢、弁護士 福原哲晃

井畑正敏相談役、辻運営委員、浅井運営委員

- ・平成15年8月30日（参加人数94名）

講師 弁護士 川口富男

- ・平成15年10月16日（参加人数89名）

講師 弁護士 満村和宏

- ・平成16年3月11日（参加人数77名）

講師 井畑正敏相談役、和泉博センター事務局長

センター関与構成員中心の研修

平成16年6月23日（18:00～21:00）

内容 土地境界問題と民法事例から学ぶ

講師 大阪弁護士会会員 大澤郁夫

平成16年7月14日（18:15～21:00）

内容 土地境界問題と民法事例から学ぶ

講師 大阪弁護士会会員 井奥圭介

平成16年9月30日（18:15～21:00）

内容 調停技法（1）

講師 大阪地裁判事10民 田中敦総括裁判官

平成16年10月13日 (18:15~21:00)

内容 調停技法(2)

講師 弁護士 川口富男

平成17年3月12日 (10:00~12:00(予定))

内容 事務手続きのあらまし

講師 和泉博事務局長

会員全体研修 センターの概要と現状の説明

弁護士関与構成員と調査士関与構成員の合同研修

平成16年8月25日 (18:15~21:30)

内容 基調講演「ADRによる調停の理念(仮題)」

講師 レビン小林久子

平成16年11月17日 (18:15~21:00(予定))

内容 事例から学ぶ(仮題)

- ・事例から見る法的判断

- ・客観的資料からの境界確認

講師 大阪弁護士会会員(予定) 境界確定委員会委員(予定)

【東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター】

全会員を対象とした「ADRに関する一般研修(講演会)」(1回)

平成15年6月4日 (13:45~16:00)

内容 東京会「境界紛争解決センター」の概要

講師 山下富雄(東京会会長)

内容 「境界紛争解決センター」の目指すもの

講師 弁護士 山崎司平(第二東京弁護士会)

内容 民事紛争解決制度のあらまし

講師 弁護士 出井直紀(第二東京弁護士会)

調査士会側紛争解決委員候補者を対象とした「養成講座」(延べ4回)

平成15年6月21日 (13:30~16:30)

平成15年7月26日 (13:30~16:30)

平成15年8月2日 (13:30~16:30)

平成15年8月9日 (13:30~16:30)

内容 調停(1)

講師 弁護士 出井直紀（第二東京弁護士会 仲裁センター副委員長）

内容 調停（2）

講師 弁護士 山崎司平（第二東京弁護士会 仲裁センター前委員長）

役員及び相談担当者を対象とした「境界紛争解決センターの運営等に関する勉強会」（1回）

平成 15 年 6 月 18 日（13：00～15：00）

内容 境界紛争解決制度に関する研修会

講師 境界紛争解決センター設立準備委員

境界鑑定業務取扱登録会員を対象とした「境界鑑定研修講座」（延べ6回）

平成 15 年 11 月 6 日（18：00～21：00）

内容 境界鑑定総論

講師 判事 坂井 満（東京地方裁判所）

内容 境界センター及び境界鑑定について

講師 竹内八十二会員（東京会）

平成 15 年 11 月 26 日（18：00～21：00）

内容 境界確定訴訟の理論と実務・境界確定訴訟における境界鑑定人の役割

講師 判事 飯塚圭一（東京地方裁判所）

内容 境界鑑定書の基本的な流れ

講師 岡田高明会員（東京会）

平成 15 年 12 月 4 日（18：00～21：00）

内容 鑑定実務 事例 1. 鑑定書解説

講師 加藤東吾会員（埼玉会）

平成 15 年 12 月 18 日（18：00～21：00）

内容 鑑定実務 事例 2. 鑑定書解説

講師 北嶋 守会員（東京会）

内容 宿題 事例 3. 模擬鑑定書作成

講師 成住哲雄会員（東京会）

平成 16 年 1 月 24 日（13：00～17：00）

内容 宿題 事例 3. 解説

講師 成住哲雄会員（東京会）

平成 16 年 1 月 31 日（13：00～17：00）

内容 鑑定実務 事例 4. 鑑定書解説

講師 江口 滋会員（愛知会）

弁護士会選出の紛争解決委員候補者を対象とした「勉強会」（延べ3回）

平成 15 年 11 月 20 日 (18 : 00 ~ 20 : 00)

- 内容 ・ 基本的な境界の位置づけ
・ 土地制度の沿革と歴史的背景
・ 地租改正概論

講師 鷲尾賢司会員 (東京会)

平成 15 年 12 月 11 日 (18 : 00 ~ 20 : 00)

- 内容 ・ 訴訟面からみた境界
・ 判例からみた境界
・ 鑑定実務における境界
・ 登記実務における境界

講師 柳下泰児会員 (東京会)

平成 16 年 3 月 4 日 (18 : 00 ~ 20 : 00)

- 内容 ・ 客観的資料
・ 資料の収集と分析
・ 一般的な各種境界の確認

講師 國吉正和会員 (東京会)

【境界問題解決センターふくおか】

平成 15 年 5 月 3 日 ~ 5 月 5 日 (10 : 00 ~ 17 : 00)

内容 紛争管理と調停トレーニング

講師 レビン小林久子 (九州大学大学院法学研究院助教授)

平成 15 年 11 月 9 日 (10 : 00 ~ 17 : 00)

内容 現代調停とウィン ウィン・リゾリューションについて

講師 レビン小林久子 (九州大学大学院法学研究院助教授)

内容 センター設立について

講師 下川会長

内容 ADR の類型及びセンターの概要・規則・様式等について

講師 中村副会長、細川理事

平成 16 年 1 月 12 日 (10 : 00 ~ 17 : 00)

内容 調停技法講義及び調停技法実務 (実例トレーニング)

講師 レビン小林久子 (九州大学大学院法学研究院助教授)

内容 センターの今日までの経過及びセンターの概要・規則・手続きの流れ等
について

講師 中村副会長

平成 16 年 2 月 11 日 (10 : 00 ~ 17 : 00) 弁護士委員と合同

内容 弁護士会 ADR の現状について

講師 弁護士 石橋英之 (福岡県弁護士会紛争解決センター副委員長)

内容 センター規則等及びセンターの手続きの流れについて

講師 中村副会長

内容 模擬相談・調停 (実例)

講師 調査士委員、弁護士委員

平成 16 年 2 月 15 日 (12 : 00 ~ 17 : 00)

内容 センター規則等及びセンターの手続きの流れについて

講師 下川会長、中村副会長、細川理事

平成 16 年度の ADR 研修会

平成 16 年 8 月 8 日 (13 : 00 ~ 17 : 00)

内容 ADR とその現状 - 課題 - そして展望

講師 稲葉一人 (ADR コンサルタント・元大阪地方裁判所裁判官)

平成 16 年 9 月 25 日 (10 : 00 ~ 17 : 00)

内容 愛知会 ADR の現状

講師 江口 滋 (愛知会センター長)

内容 弁護士が考える ADR

講師 山崎司平 (弁護士・元日弁連理事、元第二東京弁護士会副会長)

内容 人間関係に奮闘しているクライアントとの出会い

講師 調 恵子 (福岡臨床心理研究所、-小宮クリニック臨床心理士)

平成 16 年 11 月 20 日 (13 : 00 ~ 17 : 00)

内容 「聴く」こと力 (心で聴く)

講師 北村弥枝 (教育評論家、教育研究会未来理事長)

内容 心のケアについて

講師 下稲葉康之 (特別医療法人 栄光会 栄光病院副理事長・ホスピス長)

4 . 民事調停委員に選任された人数

(1) 民事調停委員 371 名 (平成 16 年 4 月現在)

土地の境界に関する専門家として民事調停委員 (371 名) (平成 16 年 4 月現在) とし
て裁判所に採用されているほか、土地境界に関する鑑定人として裁判所及び弁護士等
の囑託・依頼に依っている。

(全国の全ての単位会に境界鑑定委員会を設置し、裁判所からの鑑定人紹介への対応・鑑定人として必要な研修を実施している。)

- (2) 専門委員 3名(平成16年4月現在)民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成15年7月16日法律第108号)により新設された民事訴訟における専門委員の制度に関し、土地境界が関係する紛争等、専門的な知見を必要とする紛争解決に当たるため、専門委員として土地家屋調査士から3名が委嘱されている。

5. 境界紛争解決センター関連以外に土地家屋調査士が行う市民相談の実績

- (1) 土地家屋調査士は、全国津々浦々、島嶼部を含め約19,000人の会員が、日々の業務活動を通じて国民と対話を行っているほか、50の調査士会と約500の支部において常設の相談窓口を開設するなどして、地域住民のみなさんの生活上の悩みの相談・解決や予防司法に努めている。

(実例) 登記無料相談(全国50の土地家屋調査士会及びその支部)

開催回数 3,300回(1会当たり 平均66回)

相談件数 13,395件(1会当たり 268件) (平成14年度分)

- (2) 各ブロック協議会又は単位会が他士業団体と協働して常設の紛争の解決若しくは相談機関に関与している。

(例)・阪神・淡路まちづくり支援機構

平成7年の阪神淡路大震災による被災地の復興支援のために大阪・兵庫県の両弁護士会、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本不動産鑑定協会近畿会、建築士三会の計9団体と学者・学会が街づくり支援のための機構を設立、法律相談はじめ各種相談に対応、被災地における街の復興と被災者の心の復興を支援している。

・大阪市マンション管理支援機構

マンションに関する諸問題に特化した相談体制として、大阪市が運営する機構に、在阪の弁護士会、土地家屋調査士会、司法書士会、税理士会、不動産鑑定士会、建築士会の各資格者団体が参画し、法律相談を含む幅広い相談活動、窓口担当者へのトレーニング等を行っている。

6 . 境界問題相談センター関連以外に土地家屋調査士の専門的知識・経験、法的能力などの向上のために行われている主な研修等の内容

- (1) 連合会では、境界に関する実務研修、業務遂行に関する研修を各単位会の担当責任者を対象とする伝達研修会を開催するほか、各単位会の実施する研修会のサポートとして講師派遣や研修カリキュラムの作成を支援し、事業執行の重要な柱として財政的な支援も行っている。
- (2) 各単位会、支部では上記の伝達研修会を含め、土地境界に関する事項を中心に、実務に直結した研修会を数多く開催している。また、希望会員を対象としたセミナー（有料セミナーを含む）の開催も活発に行われている。
- (3) 土地家屋調査士法及び会則等により、会員の研修の受講が義務的なものと定められていることのほか、会員自身においても積極的に研修会・セミナー等に参加している。
- (4) 特に土地境界については今次の土地家屋調査士法改正においても、地域の特性等に習熟することが重要なことと位置づけられている。

【土地家屋調査士法】

第25条（研修）

調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

<参考>

土地境界の確認を必要とする登記申請（嘱託）件数

（平成 12 年度）

登記種別	件数	個数（筆数）
土地に関する登記総件数 （表示に関する登記）	4,287,568	8,570,603
土地表示登記	33,012	60,923
土地分筆登記	842,106	2,451,294
地積の変更・更正登記	179,812	683,481
土地区画整理、土地改良	4,425	856,252
地図の訂正	751,905	1,269,010

（法務省 第 114 民事・訟務・人権 統計年報 平成 12 年から）

（平成 13 年度）

登記種別	件数	個数（筆数）
土地に関する登記総件数 （表示に関する登記）	6,895,717	14,016,522
土地表示登記	31,040	58,547
土地分筆登記	774,996	2,271,760
地積の変更・更正登記	176,520	654,800
土地区画整理、土地改良	7,290	847,697
地図の訂正	2,533,572	5,478,031

（法務省 第 115 民事・訟務・人権 統計年報 平成 13 年から）

（平成 14 年度）

登記種別	件数	個数（筆数）
土地に関する登記総件数 （表示に関する登記）	4,497,954	8,453,019
土地表示登記	29,567	54,365
土地分筆登記	733,360	2,171,164
地積の変更・更正登記	171,831	635,776
土地区画整理、土地改良	4,073	815,207
地図の訂正	1,139,543	1,662,494

（法務省 第 116 民事・訟務・人権 統計年報 平成 14 年から）